

川棚町長 殿

年 月 日

川棚町地方就職学生支援事業補助金交付申請書

川棚町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		（バス停名・駅名・空港名など）		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）（※）

別紙1 「川棚町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A.誓約する	B.誓約しない
別紙2 「川棚町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載されたに要について	A.同意する	B.同意しない
転入日から5年以上継続して、川棚町に居住する意思について	A.意思がある	B.意思がない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象とはなりません。

川棚町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 川棚町地方就職学生支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、川棚町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 地方就職支援金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、川棚町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に川棚町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に川棚町に住民票がある場合を除く。：全額
 - (4) 補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合。ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。：全額
 - (5) 転入日から3年未満で川棚町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に川棚町以外の市区町村に転出した場合：半額

川棚町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

長崎県及び川棚町は、川棚町地方就職学生支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び川棚町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。